

議 第 1 1 号 議 案

日本学術会議解体法に反対する意見書の提出について
日本学術会議解体法に反対する意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第
13条の規定により提出します。

令和7年6月20日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者 富士見市議会議員 木 村 邦 憲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

日本学術会議解体法に反対する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

日本学術会議解体法に反対する意見書

2025年6月11日、現行の日本学術会議法を廃止し、「法人化」のための新しい法律を制定する日本学術会議解体法が参議院で可決、成立した。そもそもの発端は、2020年の当時の菅首相による学術会議会員候補6人の任命拒否にある。学術会議会員の首相任命が形式的なものであることは、歴代政権によって確定した法解釈であったが、それを一方的に覆しての暴挙だった。その任命拒否を学術会議の在り方の問題にすり替え、日本学術会議の度重なる懸念の表明を無視して、法人化ありきで強引に立法化を進めたことは重大な問題である。

同法では、日本学術会議法に明記されていた「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献」するという設立の原点を示す文言を削除した。このことは、戦前の日本が学術を政治に従属させ、学術が戦争遂行に加担したことへの痛苦の反省の上に「学問の自由」を保障する憲法に立脚し、科学者の創意の下、平和的貢献を使命とした戦後の出発点を消し去るものであり許されない。

日本学術会議は創立以来、日本の科学振興の必要からも「国の機関」と位置付けられるとともに独立性が保障されてきた。同法で示された新組織は、特殊法人として主務大臣（首相）の監督の下に置かれ、目的を達成する仕組みとして、①首相が任命する監事を置き学術会議の業務を監査する、②内閣府に置く評価委員会が学術会議の活動に意見を述べる、③外部者でつくる選定助言委員会の意見を聴いて会員候補を選定するとしている。これは日本学術会議を幾重にも政府の管理下に置くもので、科学者の代表機関として独立して職務を行うという現行制度の根幹を大きく損なうものである。

しかも、この間の国会審議において、内閣府特命担当大臣は、特定の主張を繰り返す会員は解任できる旨の答弁をしており、政府の意に沿わない会員は、学識に関わらず「党派的」と決めつけ排除することを可能とするものである。まさに、「学問の自由」「思想信条の自由」へのあからさまな侵害であり、断じて認めることはできない。

特殊法人化によって、国からの補助金は行政改革による効率化の対象となり、学術会議は財政基盤の多様化の名の下で、自ら国や産業界などから資金を集めなければならなくなる。その結果、学術会議の発する助言が政府の意向や産業界の利益におもねるものにならざるを得ず、科学者の代表機関としての役割は失われることになる。

歴代会長6氏は声明を発表し、国内外において日本学術会議のナショナルアカデミーとしての地位の失墜及び日本政府の見識への失望を招くと厳しく批判し、法案の撤

回を求めてきた。日本学術会議も懸念を表明し、修正案も議決している。法案が閣議決定された2025年3月7日から2025年5月31日までに法案の修正、廃案を求める声明を発表した学会、地方弁護士会、弁護士連合会、労働組合、市民団体などは105団体に上る。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、学問の自由を損なう日本学術会議解体法を撤回し、ナショナルアカデミーとして日本学術会議の政府からの独立性と自主性を尊重するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

| | |
|-------------------|---|
| 衆議院議長 | 様 |
| 参議院議長 | 様 |
| 内閣総理大臣 | 様 |
| 文部科学大臣 | 様 |
| 内閣府特命担当大臣（科学技術政策） | 様 |